

資料 I - 2 アクション・プログラム実行推進委員会に関する組織

内 閣

アクション・プログラム実行推進委員会

(H5. 8. 13 閣議決定、H10.12.15 一部改正、H12.12.26 一部改正)

委員長 内閣官房長官
副委員長 内閣官房副長官（事務）
内閣府事務次官
委員 その他全省庁事務次官、警察庁長官及び金融庁長官
庶務：内閣官房（内閣府協力）

基準・認証制度部会

部会長 内閣官房長官
副部会長 内閣官房副長官（事務）
総務事務次官
内閣府事務次官
委員 外務事務次官
財務事務次官
厚生労働事務次官
農林水産事務次官
経済産業事務次官
国土交通事務次官
環境事務次官
警察庁長官

関係局長会議

主宰 内閣府政策統括官
(基準・認証、輸入プロセスに係る
ものにあつては内閣官房副長官補)
庶務：内閣府（基準・認証、輸入プロセス
に係るものにあつては内閣官房）

庶務：内閣官房（内閣府協力）